

## 第 3 回 伊 万 里 市 農 業 委 員 会 会 議

1. 日 時           平成 2 5 年 3 月 4 日 (月)  
                   開会 午後 1 時 3 0 分  
                   閉会 午後 4 時 0 0 分

2. 場 所           市民センター 文化ギャラリー

3. 出 席           2 3 名

4. 欠 席           0 名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	1 1	平 山 修	○	2 1	副 島 博 司	○
2	松 尾 直 一	○	1 2	橋 口 忠 次 郎	○	2 2	中 島 善 重	○
3	前 田 英 司	○	1 3	森 登 喜 男	○	2 3	井 手 憲 一 郎	○
4	福 田 義 晴	○	1 4	内 海 敏 光	○			
5	齊 藤 厚 男	○	1 5	梅 崎 義 純	○			
6	池 田 良 一	○	1 6	藤 森 秀 喜	○			
7	藤 田 勉	○	1 7	前 田 國 太 郎	○			
8	市 丸 和 男	○	1 8	土 井 末 義	○			
9	西 山 哲	○	1 9	前 田 儀 三 郎	○			
1 0	岩 永 孝 雄	○	2 0	竹 本 照 雄	○			

議事録署名者              1 1 番 平 山 修          

          1 3 番 森 登 喜 男

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	武野逸郎	農地係長	原利彦
農地係員	久保克明	事務係員	松尾慎也

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案 第15号	農地法第5条許可の取消し願いについて	( 1件)
議案 第16号	農地転用許可後の事業計画変更承認申請について	( 1件)
議案 第17号	農地法第5条の申請について	( 2件)
議案 第18号	農地法第4条の申請について	( 1件)
議案 第19号	農地法第3条の申請について	( 7件)
議案 第20号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について (利用権設定 通年 27件) (利用権設定 転貸 21件) (利用権設定 期間借地 12件) (公社からの買受 2件)	
議案 第21号	荒廃農地の発生・解消状況に関する調査について	別冊

8. 報告事項

報告 第6号	農地法第18条第6項通知の受理について	( 3件)
報告 第7号	農地の形質変更届出について	( 1件)
報告 第8号	農地の形質変更工事計画変更届出について	( 1件)

9. 連絡事項

## 議 事 録

議長	<p>みなさん、こんにちは。</p> <p>(挨拶)</p>
議長	<p>それでは、ただいまより第3回農業委員会会議を開会します。</p> <p>本日の会議は、全員出席で欠席者はありません。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。</p> <p>今回は11番 平山委員、13番 森委員です。</p> <p>事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、5つです。</p> <p>第15号 農地法第5条許可の取消し願いについて 1件</p> <p>第16号 農地転用後の事業計画変更承認申請について 1件</p> <p>第17号 農地法第5条の申請について 2件</p> <p>第18号 農地法第4条の申請について 1件</p> <p>第19号 農地法第3条の申請について 7件</p> <p>第20号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について</p> <p style="padding-left: 40px;">利用権設定 通年 27件</p> <p style="padding-left: 40px;">利用権設定 転貸 21件</p> <p style="padding-left: 40px;">利用権設定 期間借地 転貸 12件</p> <p style="padding-left: 40px;">公社からの買受 2件</p> <p>第21号 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査について</p> <p>また、報告事項は、3つです。</p> <p>第6号 農地法第18条第6項通知の受理について 3件</p>

	<p>第7号 農地の形質変更届出について 1件</p> <p>第8号 農地の形質変更工事計画変更届出について 1件</p> <p>となっております。</p>
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第15号 農地法第5条許可の取消し願い1件について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第15号 農地法第5条許可の取消し願い1件について御説明します。</p> <p>議案の1ページ、2番になります。</p> <p>この案件につきましては昨年6月に受けた5条許可の一部の取消し願いとなっておりますが、今回、取消し部分を除き計画区域を縮小したため農地転用後の事業計画変更承認申請が出ておりますので、議案の2ページ議案第16号農地転用後の事業計画変更承認申請3番についても併せて説明します。</p> <p>図面は、案内と字図が1ページ、土地利用計画図が2ページになります。</p> <p>昨年6月に5条許可を受けておりましたが、事業拡張計画の見学受入れを中止することにより駐車場を縮小するため、計画地の一部の5条許可の取消し願いがでております。また、当初計画から駐車場面積を縮小するため農地転用後の事業計画変更承認申請が出ております。</p> <p>以上、議案第15号農地法第5条許可の取消し願い 1件 議案第16号農地転用後の事業計画変更承認申請 1件です。</p>

<p>議長</p>	<p>農地法第5条許可の取消し願い 2番</p> <p>農地転用後の事業計画変更承認申請 3番 について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、</p> <p>議案第15号農地法第5条許可の取消し願い 1件</p> <p>議案第16号農地転用後の事業計画変更承認申請 1件</p> <p>について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第17号農地法第5条の申請2件について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第17号農地法第5条の申請2件について御説明します。</p> <p>議案の3ページ、7番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が3ページ、土地利用計画図と平面図が4ページになります。</p> <p>申請地は、大川内町平尾地区です。</p> <p>譲受人は、借家住まいであり申請地に住宅を新築するための申請です。</p> <p>農地区分は、申請地が大川内公民館から300m以内であり、第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のaの(b)のiii、市役所(これらの支所)から概ね300m以内に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の3ページ、8番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が5ページ、土地利用計画図と平面図が6ページに</p>

	<p>なります。</p> <p>申請地は、東山代町脇野地区です。</p> <p>借受人は、現在、親と同居していますが家が手狭となり申請地に住宅を新築するための申請です。</p> <p>農地区分は申請地が圃場整備された農地ではなく10ha以上のまとまりのある農地の区域内にある農地ではないため、第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な雑種地等がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第17号農地法第5条の申請については以上2件です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第5条7番について担当委員から説明をお願いします。</p>
21番委員	<p>現地を確認に参りましたところ、図面のとおりですね伊万里山内線の通る報身寺というお寺の近くになりまして、周囲はですねほとんど住宅地になっています。この申請地の畑周辺は少し耕作放棄地になっているところですけど、申請地に住宅を建てるということでした。それで道路はですね、入り口が無いために隣接の家の隣に車用の道路を作りたいということでした。私もずっと周囲を見回したところ、丘で水田はありません。生産組合長とか区長も認めをしておられまして特に問題点を探してありませんでした。耕作放棄地がだんだん進んでいるという土地です。問題ありませんでした。以上です。</p>
議長	<p>農地法第5条7番について、御意見、御質問はございませんか。</p>
19番委員	<p>ちょっと確認をさせてください。進入道路はこういう風に作るという計画ですが、最終的な確認は建設課がするのですか。農業委員会のほうです</p>

	<p>んですか。</p> <p>それから一つ、取り付け道路の道路と言っておりますけど、これは農道なのか市道なのか公道なのか。教えていただきたい。</p>
事務局	<p>今の御質問にお答えいたします。</p> <p>取り付けをする道路の分につきましては隣家敷地と書いてあるところの図面 4 ページを御覧いただきたいと思います。こちらの方の隣家、隣のお宅の前に側溝が入っている道路がございます。こちらのほうが市道認定を受けまして伊万里市の市道でございます。こちらの方の市道に土地のほうが一定面積以上接しておかなければいけないというのが都市開発の家を作る時の条件となって参ります。今回家を建てる場所が奥まった土地となりますのでこの市道に接するために、隣接の家の横を進入路として設置するということとなります。この進入路と図示されている部分が宅地の一部として市道に接するから、家を建てていいですということになります。</p>
19番委員	<p>それで出来上がって完成して、確認は役所のほうの担当はどこですか。</p>
事務局	<p>確認は都市開発課のほうになります。それとももちろん農地の転用という意味合いでは私たち農業委員会の確認も合わせて行うところがございます。</p>
議長	<p>他に御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>特に無いようですので、農地法第5条8番について担当委員から説明をお願いします。</p>
18番委員	<p>事務局の方から説明がございましたように、ここは基盤整備をしたところでありまして、天神から脇野に通じる市道の横です。最近非常に住宅ができてあるところがございます。隣接の方もいろいろ問題はないようですので、区長、生産組合長の承諾も受けており、現地を見ましたけれども色々問題が起きるようなところでは無いなという風に考えます。以上です。</p>

議長	<p>農地法第5条8番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第17号農地法第5条の申請2件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第18号農地法第4条の申請1件について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第18号農地法第4条の申請1件について御説明します。</p> <p>議案の4ページ、3番になります。</p> <p>図面は、案内図と字図が7ページになります。</p> <p>申請地は、黒川町畑川内地区です。</p> <p>申請地が災害で用排水路が機能せず耕作できないので植林するための申請です。</p> <p>農地区分は申請地が圃場整備された農地ではなく10ha以上のまとまりのある農地の区域内にある農地ではないため、第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、植林のため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第18号農地法第4条の申請については以上1件です。</p>
議長	<p>3番についてですが、これは私が担当委員となっておりますので、御説明します。案内図にありますように、県道から離れた位置に該当します。申請地の上の所に四角に書いてあるところは、鶏を飼っておられるところです。その上の所に昔の小学校あとのところに林業センターができていますのでけれども、ここはイノシシの関係で、耕作はかなり前からしておられ</p>



	<p>ません。それで保全管理的な田んぼになっています。先月この申請者のほうからですね、ちょっともう作れないというような、そういう風なお話でした。それで畑川内の区長さん兼生産組合長さんですね、それと地元の了解を得た形になっております。審議のほうよろしく願いいたします。</p> <p>3番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第18号農地法第4条の申請1件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第19号農地法第3条の申請についてですが、20番につきまして15番委員が申請人である事案となりますので、農業委員会法第24条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>それでは議案第19号農地法第3条20番につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第19号農地法第3条の20番について説明します。</p> <p>議案は6ページ～7ページになります。</p> <p>20番についてですが申請事由は経営移譲年金受給に係る使用貸借権設定のためです。経営状況等を掲げておりますが、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>申請内容について御質問等がありましたらお願いします。</p>

議長	<p>それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条20番について、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第19号農地法第3条20番については許可相当とします。</p> <p>9番委員に着席していただき審議を再開いたします。</p> <p>それでは議案第19号農地法第3条16～19番21・22番につきまして、事務局から説明をお願いします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第19号農地法第3条16～19番21・22番について説明します。議案は5～7ページになります。</p> <p>議案の16～19番21・22番まで申請事由や経営状況等を掲げております。</p> <p>全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>申請内容について御質問等がありましたらお願いします。</p>
議長	<p>それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条の申請については一括審議となっておりますので、議案の5～7ページ16～19番21・22番を見ていただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いします。</p>
17番委員	<p>ちょっと質問し損ねたのですが、立ち返りまして20番ですね。経営移譲年金受給に係る使用貸借権ですね、これは再設定ですか。</p>
事務局	<p>新規です。今年65歳になり経営移譲年金をこれから初めて受給するための使用貸借権設定です。</p>

議長	<p>他にございませんでしょうか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第19号農地法第3条16～19番21・22番については許可相当とします。</p> <p>続きまして、議案第20号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について、まずは利用権設定の通年27件の説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第20号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定についてです。</p> <p>利用権設定の通年でございますが、議案のほうの修正をお願いいたします。大変申し訳ございません。</p> <p>議案の8ページになります。議案第20号の通年でございますが、この番号の68一番上の案件でございます。この案件につきましては議案発送後に取消、取り下げのほうの申し出がございまして今回の委員会の議案から抹消ということで取り下げということでさせていただきたいと思っております。</p> <p>この案件分2,036㎡分の賃貸借のほうがなくなりましたので、この集計としまして、このページの受けるものの人数7名が6名、そして田の小計が22,828㎡を20,792㎡、そして面積計の小計を22,401㎡。そして利用権の設定をする者の小計、こちらが9名となっているものを8名にして一番右の設定筆数の新のほうですがこちらのほうを17としているところを16。10ページのほうに移っていただいでよろしいでしょうか。こちら10ページのほうが合計がございまして。一番下の方でございます。利用権の設定を受けるものこちらが合計19名とないっているものを18名。そしてその面積の合計の田こちらを76,437㎡に修正をお願いいたします、面積計こちらが80,705㎡、そして利用権の設定をするものの人数合計を24名となっているものを23名に。設定筆数一番右側でございます。そこの新のほうを44筆から43筆に修正をよろし</p>

	<p>くお願いいたします。そして表紙の方ですねこちらの方も通年の件数が28件となっているのを27件に修正をお願いいたします。その下転貸のところの件数が23件となっているのが、こちらのほうは単純に集計間違いでございます。21件でございます。大変申し訳ございません。合わせて修正をお願いいたします。</p> <p>それでは改めまして利用権設定の通年27件について御説明を申し上げます。議案の8ページから10ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。</p> <p>今回は借受人が18名、貸付人が23名で、面積は、田76,437㎡畑4,268㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を12～25ページに掲げております。</p> <p>議案第20号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年26件についての説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第20号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年26件について、御意見、御質問はございませんか。</p>
<p>13番委員</p>	<p>10ページの93番なのですが、うちと同じ区でございますけれども現況は荒れているような状態でございますが、そこを利用権設定をされておりますが、この借人の方はたぶん青年農業給付金の助成金をもらってらっしゃる方じゃなかろうかと思っておりますけれども、事業を始めるということでこの申請があるわけですか。それと今度農地の移動が当然出てくると思うんですがこの明細書をみとけば行政区里で住所は大久保ということで住んでるところと行政区が違うような恰好で出ておりますけれども、そこらへんまで合わせて指導をお願いをしたいと思っております。</p>
<p>事務局</p>	<p>先程委員さんおっしゃったようにこの方は新規就農をされている方です。今は農業研修を受けられているという形になりましてこの期限か切れると、期限が切れるにあたって新たに農地を借受けしてから農業をはじめて</p>

	<p>それから新規就農の青年給付金を受けるという流れになられている方だと思っております。まだ伊万里市では青年給付金を受給されている方はいらっしゃらない、今から予定をされる方だということで委員さんも御存じで貸される方というのは以前からお話があった方ではないかなと思っておりますが、そちらの方で貸し借りをを行うということが一つと今委員さんがおっしゃいました、住んでるところと行政区が違うところはすいません確認不足でありまして、この方はもともと北海道のほうで農業を経験されてという方だったと記憶をしております。その後改良普及センターの指導とかですねそういう指導のなかで農業の指導を受けられて今回やられるということで問題ないだろうということで利用権設定の届出を受理しているという形にはなっております。もうひとつ里。大久保と里こちらの方は確認しておりませんでした。申し訳ありません。確認してどういう形になっているのかということ、御連絡を差し上げたいと思っております。</p>
13番委員	<p>借受人の方は東京の人ですけど、伊万里市の奥さんの実家に帰ってきて、借家があったということで大久保に住んでいらっしゃって、農業研修を受けていたところ、借受人としては、自分の畑で作った野菜を使ってピザを作りたいという希望がありまして、そこから今回の申請があったという流れだと思います。あとは農地の移転について指導をお願いいたします。里になるか大久保になるかは、それはどっちでも構いません。</p>
議長	<p>他にございませんでしょうか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第20号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年2件については申出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、利用権設定の通年の転貸21件の説明を事務局からお願いします。</p>

事務局	<p>利用権設定の通年の転貸 21 件について、御説明いたします。議案の 26～28 ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。</p> <p>今回は借受人が 1 名、貸付人が 21 名で、面積は、田の 53, 155 m<sup>2</sup>です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を 29～39 ページに掲げておりますので、御審議をお願いします。</p>
議長	<p>議案第 20 号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年の転貸 21 件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第 20 号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年の転貸 21 件については申出のとおりに決定します。</p> <p>続きまして、利用権設定の期間借地の転貸 12 件の説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>利用権設定の期間借地の転貸 12 件について、御説明いたします。議案の 40・41 ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。</p> <p>今回は借受人が 1 名、貸付人が 12 名で、面積は、田の 34, 810 m<sup>2</sup>です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を 42～47 ページに掲げております。利用権設定の期間借地の転貸 12 件についての説明は以上です。</p>

<p>議長</p>	<p>議案第 20 号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の期間借地の転貸 1 2 件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第 20 号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の期間借地の転貸 1 2 件については申出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、公社からの買受 2 件についての説明を事務局からお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>公社からの買受 2 件について御説明いたします。</p> <p>議案は 48 ページの 3 番になります。</p> <p>こちらは 2 月の農業委員会において公社への売渡について上程しました案件について、今度は公社から買受をするために上程しております。</p> <p>明細書を議案の 49 ページ、案内図と字図を 50 ページに掲げております。</p> <p>売買価格については反当りの金額と全体額は議案の 48 ページに記載しております。買い手は手数料として売買価格の 1%を加えた金額で農業公社から買い受けることとなります。</p> <p>続きまして、4 番になります。</p> <p>こちらにも 2 月の農業委員会において公社への売渡について上程しました案件について、今度は公社から買受をするために上程しております。</p> <p>明細書を議案の 51 ページ、案内図と字図を 52 ページに掲げております。</p> <p>売買価格については反当りの金額と全体額は議案の 51 ページに記載しております。買い手は手数料として売買価格の 1%を加えた金額で農業公社から買い受けることとなります。</p> <p>公社からの買受 2 件についての説明は以上です。</p>

<p>議長</p>	<p>議案第 20 号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の公社からの買受 2 件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第 20 号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の公社からの買受 2 件について承認を戴きましたので、書類を県農業公社へ送付したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第 21 号荒廃農地の発生・解消状況に関する調査について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 21 号荒廃農地の発生・解消状況に関する調査について御説明します。</p> <p>これは、昨年 12 月にいつもやっていたいでいる耕作放棄地の全体調査の名称が変更になったということと、今まで国のほうに遊休農地ということで国のほうに 130ha 程度報告をしておりましたが、これを今回、現実的に直して 27ha 程度で報告をしました。その関係上、今回、議案という形で載せております。まずその辺を踏まえまして、おさらいという形になりますが、A4 版の縦で資料と書いてあるものがあるとおもいますが、これは農業会議の資料にはなりますが、御説明をしたいと思っております。</p> <p>まずその中の 18、19 ページを御覧ください。18 ページのほうは熊本県のホームページになっております。こちらの中段に耕作放棄地の定義ということで書かれています。耕作放棄地とは、所有している耕地のうち過去 1 年以上作付せず、しかもこの数年の間再び作付する考えのない土地という形で書いてあります。この耕作放棄地と、となっているものは、農林業センサスの統計用語でございまして、耕作放棄地とは何かと聞かれた際にこういう回答をされているのは、あくまで農林業センサスの定義であります。</p>



続いて19ページを見ていただいて、こちらのほうでは、利用状況調査と耕作放棄地全体調査の概要という形になっております。こちらのほうを御説明しますと、左手の利用状況調査とは、農地の農業用の利用の増進を図る目的で毎年一回調査するもので、市街化区域を含めて全ての農地が対象となっておりますが、遊休化していたり周辺の農地に比べてその利用が著しく劣っていないかを調査する。この利用状況調査というものが、農業委員会の本来の仕事ということで、実施根拠としまして農地法第30条、実施主体は農業委員会と実施期間は、改正農地法が施行されました平成21年11月15日以降の毎年1回以上という形になっております。

これが毎月1回農業委員さんのほうに、それぞれの担当地区の農地を見て回っていただき、毎月1回、年12回という形で報告をいただいている分になります。その中で利用状況調査では、1号遊休農地とは、現に耕作されておらずかつ引き続き耕作されていないと見込まれるもの、これが所有している耕地のうち過去1年以上作付せず、今後農地として使う予定がない、今後の耕作に向けて草刈、耕地農地として保つ行為など、維持管理が行われていないものをいいます。2号遊休農地とは、利用の形態が周辺地域に比べて著しく劣っているもの、作物栽培が行われているものの周辺の地域における利用条件に比べて著しく劣っているものとなり、これらが、通常、農業委員会の利用状況調査で言われる遊休農地といわれる形になっております。

続いては、右手になりますが耕作放棄地全体調査というものがああります。これは現況が耕作放棄地となっているものを対象に、荒廃の状況等を把握し耕作放棄地に関わる解消計画を定め解消に向けての取り組みを推進するという形で、実施根拠のほうは耕作放棄地と全体調査要領、これが今度、名称が変わりまして、荒廃農地の発生解消に係る調査という形で名称が変わっております。この実施主体というものが市町村と農業委員会が連携して実施し、実施期間は平成20年度から平成32年度までの毎年1回以上

となっています。

伊万里市役所産業部農業振興課、農業委員、農業委員会事務局と真夏の暑い盛りに回っているものが、この耕作放棄地全体調査と利用状況調査が一体となっているものであります。

今回、荒廃農地の発生・解消状況に関する調査になっておりますが、この中で荒廃農地の区分というものが、資料の一番下の左の、森林原野化している等農地に復元することが不可能と農業委員会が判断した農地というものが、「赤の判断了」と言っております、その右手に「赤の判断未了」という言葉がありますが、これは不可能と思われるということで、その真ん中の文面に基盤整備による営農再開可能な農地ということで「黄色」、その右手に簡易の作業で営農再開可能な「黄色の緑」となっています。この「黄色の緑」というものが、今まで1号遊休農地という形で位置されていたものであり、この1号遊休農地というものが伊万里市では130haありますということで毎年報告をしていたところであります。

今回荒廃農地になった関係上実際に現場を見て回っているときには必ずこれは農地に復元できますでしょうかできませんでしょうかというお話をしながら調査をさせていただいているところですが、通常、森林原野化してのうちに復元できないものは「赤の判断了」または「赤の判断未了」という形で行いたかったのですが、今までやられていなかったものを今回報告の中で「赤の判断未了」という判断をさせてもらって、27ha程度の遊休農地が現状ありますという形で報告させてもらっております。

利用状況調査は伊万里市管内全ての農地を調査するとなっておりますが、耕作放棄地の全体調査は戸別所得補償に該当する農地、戸別所得補償の不作付地あとは土地改良等が行われている農地は対象外となっております、なかなか理解しにくい調査でありまして、このような形の中で遊休農地というものを報告してきたものでございます。

それで、改めまして今までは報告という形になってはいますが、報告のみ

という形ではだんだん追いつかなくなっておりまして、報告の後には遊休農地に関しては当然、指導を行いなさいと、非農地になるのならば非農地通知を出しなさいというお話がありまして、そういったことがあって今回議案として挙げさせてもらっております。

そこで、議案のほうに戻りたいと思いますが、B4の横から左手に所在、地域区分、地目、面積、名義人、世帯主ということで、書かせていただいております。

これは今まで、農業委員会の方で耕作放棄地ということで国に報告をしたもの全てを挙げさせてもらっております。

一番見ていただきたいものは農地区分と解消分類という真ん中から右手のほうに書いてある部分があると思います。今御説明をしました通り、農地区分の1と書いてあるのは、農地法上の1号遊休農地という形で報告を挙げていたものです。

解消分類にウと書いてあるのは遊休農地として挙げていましたが、現在は解消されているという風な見方になっております。そこで、農地区分の1というものが1号遊休農地であると、伊万里市には現状2号遊休農地はないという報告をしておりますので、この農地区分のところに1と書いてあるところが遊休農地ということでご理解いただければと思います。

あと、農地区分のほうに3と書いてあるものがあります。この3というものが、農地として復元不可能ではないかと思われる農地。皆さんと一緒に回ったときにこれは復元不可能ではないかと言われたもので、「赤の判断未了農地」という形でしております。

今後は、こういう報告をした関係上、農地区分3となっている「赤の判断未了」農地として復元できないと判断したということをしてありますが、そうしたら県のほうに、「ならば、今後、非農地通知を出すのでしょうか、そうしないと説明がつかないよ」と言われておりまして、通常は一年以内には必ず非農地通知を決定する用にと、言われておりますので今後、農地区

分3に関しては農地非農地の判断に係る事前通知書というのを送付を順番的にはさせていただきたいということになっております。

いわゆるあなたの農地が荒れているので今後農地とするのか非農地とするのか、事前通知となっておりますが、意向調査というかたちで変えたいと思ってるんですけど、今後どうされますかという形での文書のほうを出すような形になります。これは今回、もしこの議案の中で農地区分3と書いてるものに関して意向調査を行っていいですよという議決があれば意向調査のほうをかけたいという形にはなります。

今後意向調査をかけましてそれにたいしてのリアクションというものをお受けして特に農地自体が非農地なっても問題ないということであれば6月ぐらいを目途に、非農地通知書というものを所有者等に送付をしたいと考えております。

続いては、遊休農地の話になりますが、遊休農地となっているものについては、通知書を出しなさいという形になっております。

その関係上、20ページに遊休農地活用のための意向確認についてという形でこの文書でいきたいなと考えております。

この20ページから先の遊休農地に関する意向確認書というのを送付しまして今後の遊休農地の所有者等のリアクションというのをお受けしたいなと思っているところがございます。

国については遊休農地の指導文書を出しなさいというお話になっているところではありますが、そこまでは今のところできないということで遊休農地の意向確認という形でとらせていただいてその農地どうされるのか、それをもって今後、どう考えるのかというのを行いたいと思っているところであります。

その後になりますが17ページになりますが、遊休農地の処理フローになりますが、先ほど言いました遊休農地に関しては、農地法第30条第3項1号の農地ということで農業委員会より遊休農地所有者への連絡意向確

	<p>認、それに伴って貸付を希望される、耕作を希望する、耕作の意志はあるが再開は見込まれない、耕作貸付の意志が明確ではない、そういうものに関しては指導をこういう形での指導の流れが書いてあるという状況になっております。</p> <p>こういうものをずっとやりなさいと言われていたところではあります。が、伊万里市としては上の段階での意向確認まで農業委員会による遊休農地所有者等への連絡意向確認まで行いたいなと思っているところでありませす。</p> <p>今回の議案のほうでは農地区分1で解消分類が無い方についての遊休農地の意向確認を行いたいということと、農地区分3の方に関する非農地での意向確認を行うということで議決をいただければという形での議案を出させていただいているという形になっております。以上となっております。</p>
議長	<p>議案第21号荒廃農地の発生・解消状況に関する調査について御意見、御質問はございませんか。</p>
17番委員	<p>非農地通知書を受けた後に転用の手続きが必要か</p>
事務局	<p>非農地通知書によって、農地基本台帳の農地から外すので、今後は農地としての取り扱いを行いません。関係機関には、税務課、法務局等には、非農地通知書は発出した一覧表を送付します。ただし、地目の変更については、権利者が法務局で行います。</p>
4番委員	<p>権利者が非農地通知書を受けた場合、新たな農地の購入はできるのか</p>
事務局	<p>非農地通知書は、農地としての扱いは行わないことから、新たな農地の購入には影響はありません。</p>

18番委員	戸別所得補償の不作付地等を農地として認めず、非農地とした場合、交付対象面積（水田台帳面積）が少なくなるので、困ることにならないか。
事務局	戸別所得補償の不作付地等の交付対象面積（水田台帳面積）に登録されている農地は、荒廃農地の発生・解消の状況に関する調査対象外であるので、荒廃農地の調査報告から外しています。しかし、水田台帳は登記簿の地番で管理されていないものが多いので、確認できない土地もありますので、非農地の意向調査を行った時に、水田台帳に登録されている農地であれば、水田台帳から外す必要はあると思います。最近、高齢で後継者もない等の理由で非農地にしたいとの相談があっており、その場合も水田台帳から外すよう話をしているものがあります。
4番委員	不在地主等が、農地は売りたいくないが、原野等に地目を変えたいと相談があった場合は、非農地通知が出せるか。
事務局	相談があった時に森林・原野化しており、農地として復元できないと、農業委員会で議決されれば、非農地通知書を発出できます。
18番委員	農業振興地域内の農地を非農地にできますか。
事務局	農業振興地域内の農地でも非農地と認められます。
3番委員	未相続地についても、非農地通知書は出せるのか。
事務局	農地について、非農地判断をしているので、その権利者と思われる人に非農地通知書は発出できます。

議長	<p>他にございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、議案第21号荒廃農地の発生・解消状況に関する調査について承認します。</p> <p>それでは議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第6号農地法第18条第6項通知の受理3件について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第6号農地法第18条第6項通知の受理3件について説明します。</p> <p>議案の53ページを御覧ください。</p> <p>6番につきましては、借人の都合により、合意解約をされます。解約後は自作される予定です。</p> <p>7番につきましても、借人の都合により、合意解約をされます。解約後は自作される予定です。</p> <p>8番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。解約後は植林をされる予定で今回4条申請が出ております。</p> <p>報告第6号については以上3件です。</p>
議長	<p>報告第6号農地法第18条第6項通知の受理3件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>続きまして、報告第7号農地の形質変更届出1件について、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>報告第7号農地の形質変更届出1件について説明します。</p> <p>議案の54ページの4番になります。図面は、案内図と字図が8ページ、平面図と断面図が9ページになります。</p> <p>申請地は二里町西八谷揚地区です。</p> <p>こちらは申請地が道より低く耕作不便なので嵩上げし畑として耕作するための届出です。</p> <p>報告第7号については以上1件です。</p>
議長	<p>今、担当委員さんが私用のため退席されましたので事務局から簡単に説明をしていただいてもいいでしょうか。</p>
事務局	<p>こちら現地のほうは、西肥バスの営業所があるかと思いますが、あその横の道ですね、線路沿いの道を進んで行った先のところにビニールハウスが何棟か並んでいるところがございます。そのビニールハウスのすぐ横の脇のところの農地でございます。ドコモとかああいう風な会社の営業所があるところの川の反対側、向こう側というところになります。面積的には狭いところではありまして実際のところは現地のほうではある程度含めて少し嵩上げのほうが実際は進んで来ているという風な状況でございます。嵩上げをするために周辺農地に影響があるという風なところは実際現地で確認をした段階では影響は少ないのではないかとこの風に言えるところではございました。以上でございます。</p>
議長	<p>4番について、御意見、御質問はございませんか。</p>
6番委員	<p>公衆道路ってありますね。これはどういう道路ですか。これは埋め立てをする場合はほかの所は問題と思わないのですが、道路まで嵩上げをしていいのでしょうか。</p> <p>公衆用道路のですよ、誰の名義になっているか、たぶん公衆用道路の場合は税金がかからんための公衆用道路ですもんね。こっちに家を建てる人の</p>



	地主の名義になっていれば問題ないのではと思います。
事務局	<p>私のほうで市道認定を出されているかどうかというふうなところについて確認をしてなかったんですけれども、こちらのほうは公衆用道路ということで官民境界という風な断面のほうでの表記がございます。おそらく農道、たとえ市道認定がなかったとしても伊万里市名義のところという風なことでなってきたのではないかと思います。ただちょっとそこは確認をしていないので申し訳ございません。ただこの道路のほうが公道ですね、公の道路であるということでありましたら、今委員御指摘の通り官民の所の法面を、通常この図の断面図の x 断面のところ通り乗り下が通常境界となります。この法面を埋める場合はそのの所が敷地が広がったようになってはいけないというところもありますので、その境に何らかの工作物を設置するということが通常市の指導からも行っております。ここの断面図ではその工作物のほうが記載がなされておられませんのでこちらほうちょっと市の担当部局のほうとですね確認をとって指導を行ってきたいというふうに思っております。ちなみに伊万里市とですね道路法上の道路でございましたら現在の所この境界のところに原則民地側のほうに道路側溝をですね原則落蓋式の側溝を境界線側に敷設をするという風なことが定められております。道路法 24 条の手続きによる許可が承認を受ける必要があるという風になっております。そちらについて担当課の方に話しをしたいと思っております。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p> <p>&lt; な し &gt;</p> <p>無いようですので、続きまして、報告第 8 号農地の形質変更工事計画変更届出 1 件について、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>報告第 8 号農地の形質変更工事計画変更届出 1 件について説明します。</p> <p>議案の 5 5 ページの 3 番になります。図面は、案内図と字図が 1 0 ページ、平面図が 1 1 ページ、断面図が 1 2 ページになります。申請地は立花台 3 丁目地区です。</p> <p>こちらは昨年 7 月に形質変更届が出ておりましたが着工が夏休み期間と重なり周辺の安全を考慮し着工を見送ったので工事期間を延長するための届出です。</p> <p>報告第 8 号については以上 1 件です。</p>
議長	<p>報告第 8 号農地の形質変更工事計画変更届出について、御質問はございませんか。</p> <p>&lt;なし&gt;</p> <p>無いようですので、これで報告事項を終了します。</p> <p>それでは、その他協議事項について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>その他協議事項の説明</p>
議長	<p>これで第 3 回農業委員会を閉会します。</p>
	<p>&lt;&lt;&lt; 議事終了 &gt;&gt;&gt;</p>